

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定例
令和6年2月26日

主要目次

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定(四件)
- 国士調査の成果の認証(七件)
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(十件)

告示

千葉県告示第八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和六年二月二十六日

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
医療法人社団佐野産婦人科		市川市福栄一		一九の五	令和四年	八月	一		
医療法人社団緑晴会	あまが台ファミリークリニック	長生郡長生村本郷七		二九	〃	〃	〃	〃	〃
店	コスモ薬局四街道駅ビル	四街道市四街道一		一	〃	〃	〃	〃	〃
医療法人社団協和医会		松戸市本町一八		の六	令和四年	九月	一		
松戸駅前クリニック					〃	〃	〃	〃	〃
医療法人社団伊藤医院		成田市本三里塚七八		の三	〃	〃	〃	〃	〃
医療法人社団千葉爽緑会		佐倉市王子台一		の二二の一	〃	〃	〃	〃	〃
佐倉	ふたば在宅クリニック				〃	〃	〃	〃	〃

千葉県知事 熊谷 俊人

医療法人社団亙樹会
の杜さめじま眼科

習志野市谷津七の七の一

〃

MED AGREE C
LINICやちよ

八千代市大和田新田五九の六八

〃

医療法人社団ナイズ
キヤップスクリニック八
千代緑が丘

八千代市緑が丘二の一の三

〃

千葉ニュータウン駅前つ
かだクリニック

印西市中央北一の一

〃

北総メンタルクリニック

印西市中央北一の一

〃

千葉ニュータウン駅前こ
どもクリニック

印西市中央北一の一

〃

あいケア薬局

市川市入船一四の八

〃

薬局くすりの福太郎
大野店

市川市南大野一の四〇の二

〃

ニュータウンメディカル
モール店

印西市中央北一の一

〃

千葉県告示第八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
島崎歯科医院		茂原市高師五〇			令和四年	七月	二十四		
千葉四街道胃腸肛門内視鏡クリニック		四街道市鷹の台二の三五の		一三	令和四年	八月	二十		
ヤックスドラッグ成東薬局		山武市成東四の一			令和四年	九月	一		
ヤックスドラッグいすみ		いすみ市岬町和泉二、一〇			〃	〃	〃	〃	〃

岬薬局	〇の二		
ウエルシア薬局市原牛久店	市原市牛久一、〇七八の一		令和四年九月十五日
あんどうファミリークリニック行徳	市川市行徳駅前二の二一の七		令和四年十月一日
医療法人社団瑞香会 行徳そらまめクリニック	市川市行徳駅前二の二五の五		
あびこ痛みのクリニック	我孫子市湖北台八の七の四		
医療法人社団祐希会 おひさまクリニック	浦安市明海四の一の一		
新浦安セントラル耳鼻咽喉科・アレルギー科	浦安市明海四の一の一		
よこた歯科クリニック	野田市野田八三六の七		
森下デンタルクリニック	流山市江戸川台西二の二八八		
からさわ歯科	流山市おたかの森南一の六の一〇		
薬剤師会市川薬局	市川市国府台五の一の八		
ヤスイ薬局市川南口店	市川市新田四の七の九		
クリエイト薬局松戸大金平二丁目店	松戸市大金平二の一〇二		
薬局マツモトキヨシ初石店	流山市西初石二の九〇の四		
ゆいのはな薬局湖北台店	我孫子市湖北台八の七の五		

千葉県告示第九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社B・O・L	市川市大和田三の二の一	おひさま訪問看護ステーション	市川市菅野二の一四の一四	令和四年八月一日
株式会社ドックライン	千葉県美浜区中瀬二の六の一	夢のまち訪問看護リハビリステーション松戸	松戸市新松戸三の三二七の一	〃
株式会社S O R A M U	野田市中根四七の一二	訪問看護C O C O R O	野田市中根四七の一二	〃
株式会社P A L S B e l	富里市七栄六五〇の二、〇四八	訪問看護ステーション猫の手	富里市七栄六五〇の二、〇四八	〃

千葉県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団緑友会	市川市行徳駅前二の一六の一	らいおんハート訪問看護ステーション八千代	八千代市米本二、二五六の三	令和四年八月一日
医療法人社団葛野会	野田市木野崎一、五六一の一	木野崎訪問看護ステーション	野田市木野崎一、五六一の一	令和四年九月一日
メディカルサポートQ U I C K - N 株式会社	船橋市松が丘三の五七の二	訪問看護ステーションベストスマイル	流山市南流山四の一三の七	〃
株式会社ファースト	東京都港区新橋二の一二の一六	訪問看護ステーションあやめ袖ケ	袖ケ浦市奈良輪二の一〇	〃

ナース 浦

千葉県告示第九十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和六年二月二十六日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 富津市	調査を行った期間 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで	成果の名称 富津市(西大和田の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 富津市西大和田の一部の区域
-------------------	------------------------------------	--------------------------------	---------------------------

千葉県告示第九十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和六年二月二十六日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 袖ヶ浦市	調査を行った期間 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで	成果の名称 袖ヶ浦市(坂戸市場の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 袖ヶ浦市坂戸市場の一部の区域
--------------------	------------------------------------	---------------------------------	----------------------------

千葉県告示第九十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和六年二月二十六日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 香取市	調査を行った期間 令和二年五月二十六日から令和四年三月三十一日まで	成果の名称 香取市(九美上の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 香取市九美上の一部の区域
-------------------	--------------------------------------	-------------------------------	--------------------------

千葉県告示第九十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和六年二月二十六日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 印旛郡栄町	調査を行った期間 平成二十八年六月七日から平成二十九年三月三十一日まで及び平成二十九年四月三日から平成三十年三月三十一日まで	成果の名称 印旛郡栄町(安食の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 印旛郡栄町安食の一部の区域
---------------------	---	--------------------------------	---------------------------

千葉県告示第九十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和六年二月二十六日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 山武郡芝山町	調査を行った期間 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで及び令和二年五月二十六日から令和四年三月三十一日まで	成果の名称 山武郡芝山町(牧野及び岩山の各一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 山武郡芝山町牧野及び岩山の各一部の区域
----------------------	--	--------------------------------------	---------------------------------

千葉県告示第九十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和六年二月二十六日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 長生郡睦沢	調査を行った期間 平成二十八年六月七日から	成果の名称 長生郡睦沢町(佐)	調査を行った地域 長生郡睦沢町佐貫
---------------------	--------------------------	--------------------	----------------------

町	平成二十九年三月三十一日まで、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで及び令和二年五月二十六日から令和三年三月三十一日まで	貫の一部)の地籍 図及び地籍簿	の一部の区域
---	---	--------------------	--------

千葉県告示第九十八号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和六年二月二十六日次のとおり国土調査の成果を認証した。
 令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称 安房郡鋸南町	調査を行った期間 平成二十七年五月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで及び平成二十八年六月七日から令和元年七月三十一日まで	成果の名称 安房郡鋸南町(元名の一部)の地籍図及び地籍簿	調査を行った地域 安房郡鋸南町元名の一部の区域
----------------------	--	---------------------------------	----------------------------

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ビバホーム船橋店
 船橋市芝山三丁目一、二六一番地六ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

- 3 株式会社北辰商会 代表取締役 広瀬哲夫
 八千代市高津一、一六二番地四
 - 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦
 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目一三番一号
 - 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦
 新潟県三条市上須頃四四五番地
 - 5 変更年月日
 令和四年九月一日
 - 二 届出年月日
 令和五年八月十七日
 - 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和六年二月二十六日
- 千葉県知事 熊谷 俊人
- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 カインズホーム館山店
 館山市高井字上畑作一、七七一番地ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社カインズ 代表取締役 高家正行
 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号
 - 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社カインズ 代表取締役 高家正行ほか
 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号ほか
 - 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社カインズ 代表取締役 高家正行ほか

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号ほか

5 変更年月日

令和三年十月十一日、令和五年四月十三日及び同年五月十九日

二 届出年月日

令和五年五月二十四日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び館山市経済観光部雇用商工課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン木更津朝日

木更津市朝日三丁目二三二番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎ほか

5 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎ほか

6 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

茨城県つくば市西大橋五九九番地一ほか

7 変更年月日

令和五年二月二十八日ほか

二 届出年月日

令和五年五月二十九日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

K I S A R A Z U C O N C E P T S T O R E

木更津市金田東二丁目九番一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信

3 変更前の大規模小売店舗の名称

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

4 変更後の大規模小売店舗の名称

木更津P9新築工事

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

K I S A R A Z U C O N C E P T S T O R E

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信ほか

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号ほか

8 変更年月日

令和五年六月八日

二 届出年月日

令和五年八月七日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
成田パークショッピングセンター
成田市赤坂二丁目一番地一〇
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
一般財団法人千葉県まちづくり公社 代表理事 櫻井和明
千葉県中央区富士見二丁目三番一号
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
一般財団法人千葉県まちづくり公社 代表理事 松本貴
- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
一般財団法人千葉県まちづくり公社 代表理事 櫻井和明
- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ボンベルタ 代表取締役 立石真辞ほか
成田市赤坂二丁目一番一〇号ほか
- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ボンベルタ 代表取締役 立石真辞ほか
成田市赤坂二丁目一番一〇号ほか
- 7 変更年月日
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和五年四月一日
(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和五年二月二十八日ほか

二 届出年月日

令和五年六月二十八日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び成田市経済部商工課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
セブンパークアリオ柏
柏市大島田一丁目六番地一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社S M B C信託銀行 代表取締役 奥敦之
東京都千代田区丸の内一丁目三番二号
- 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博ほか
東京都千代田区二番町八番地八ほか
- 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也ほか
東京都千代田区二番町八番地八ほか
- 5 変更年月日
令和五年五月三十一日ほか
- 二 届出年月日
令和五年六月十二日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

二 届出年月日

令和五年六月二十八日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び成田市経済部商工課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 柏高島屋ステーションモール
 柏市末広町一番地七ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄ほか
 東京都墨田区押上一丁目一番二号ほか

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか
 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか
 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか

5 変更年月日
 令和五年二月十二日ほか

二 届出年月日
 令和五年四月十一日

三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 柏増尾台ショッピングパーク

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 田中とみほか

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 柏市酒井根五丁目二三番一四号

株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦ほか
 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目一三番一号ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦ほか
 新潟県三条市上須頃四四五番地ほか

5 変更年月日
 令和四年九月一日

二 届出年月日
 令和五年八月十七日

三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパービバホームちはら台店
 市原市ちはら台南三丁目二一番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦
 新潟県三条市上須頃四四五番地

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦ほか
 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目一三番一号ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦ほか
 新潟県三条市上須頃四四五番地ほか

5 変更年月日
 令和四年九月一日

二 届出年月日
令和五年八月十七日
三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月二十六日から六月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和六年二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビバホーム流山店
流山市流山九丁目五〇〇番地一
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦
新潟県三条市上須頃四四五番地
- 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦
埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目一三番一号
- 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦
新潟県三条市上須頃四四五番地
- 5 変更年月日
令和四年九月一日
- 二 届出年月日
令和五年八月十七日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課

購読料 本号 一部

二四円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二三三)二六五八

購読申込先